



農地の取得と運営について

Q 耕作をするために農地を取得したいのですがどのような手続きが必要ですか？

A 農地を耕作目的で他人から売買・贈与等で取得する場合には、農地法第3条による農業委員会の許可が必要になります。この許可を受けないで行った売買・贈与・賃借行為は無効になりますので、必ず許可の手続きを行ってください。

Q 農地はどれくらいの面積から取得できるのですか？

A 令和5年4月1日に農地法が改正され、下限面積の要件が撤廃されました。そのため、農地を取得するのに面積を制限することはありません。

Q 新しく農業を始めるのですが、計画書のようなものは必要ですか？

A 新規に農業を始める方の場合、取得許可申請のために営農計画書を作成していただく必要があります。許可後は営農計画書の内容に沿って耕作を進めていただきます。

Q 農地を取得する許可を受けるには条件があるのですか？

A 農地法第3条の許可を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

【主な要件】

○農地の全てを効率的に利用すること。
(作業に必要な機械の所有状況、労働力、技術の有無など)

○必要な農作業に常時従事すること。
(農業経営のために必要な農作業に年間従事する日数)

○周辺の農地利用に支障がないこと。
(周辺農地の集約化や水利用への影響の有無について)
(地域計画(※)の達成に支障がないことについて)

※地域計画とは、令和5年4月1日施行の改正農業経営基盤強化促進法により、法定化された地域の話し合い等により策定する計画です。

※申請書については、下記のホームページか農業委員会事務局までお問い合わせください。

くわしくは
こちらから
ご覧ください。

▶農地の取得についてはこちら



▶申請書についてはこちら



ホームページ

庄原市農業委員会

検索

電話番号、メールアドレスについては、表紙をご覧ください。

市長・議長へ農業施策に関する意見書を提出しました。



令和6年11月19日に、庄原市長と庄原市議会議長へ農業施策に係る意見書を提出しました。提出の際、市長・議長と意見交換を行い、執行者、議会、党派を超えて負託に応えていただきたいことを伝えました。

この意見書は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき「農地等の最適化の推進」に関する事務を効率的かつ効果的に実施するために、意見を提言するものです。

意見書の主な内容は次のとおりです。

1. 農業・農業用施設災害復旧について
2. 「地域計画」実行のための支援について
3. 有害鳥獣対策について
4. 農業経営者に対する経済対策について
5. 経営所得安定対策等について
6. 農地の転用（太陽光発電設備）に関するガイドライン等の策定について



農家のつぶやき

美味しいリンゴを届けたい

私は高野町のリンゴ農家です。

2024年は果樹農家にとって厳しい年になりました。温暖化の影響で例年よりリンゴの日焼けや病気、害虫の大量発生による被害も多くなったと感じています。

気候変動による環境の変化で農業の対応も大変になりますが、そのような状況でも品質の良いリンゴを作るためにはどうすればよいのか研究をしていきたいです。

リンゴを買ってくださるお客様にも、高野のリンゴの魅力とともに、作ることの大変さも伝えていくことも知っていたいて、美味しいリンゴを楽しく食べていただきたいです。

高野町 Oさん



おっきなリンゴをとったどー！

農業情報満載

全国農業新聞

700円/月 毎週金曜日発行

庄原市農業委員会事務局(0824-73-1133)または、各地域の農業委員・推進委員に申し込みください。

一人ひとりの農業者を応援する

農業者年金

3つの条件を満たせばどなたでも加入できます。

60歳未満

国民年金第1号被保険者

年間60日以上農業従事